

- TOP I X
- 11月 税務カレンダー
- 配偶者控除が変わりました
- 永田会計こんなコトしてます！！
- その他

発行：税理士法人永田会計
主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号
TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371
Mail : nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp
HP : <http://www.taxnagata.com>



TOP I X

朝夕はめっきり寒くなり、過ごしやすい季節になりましたね。

お待たせしました！税理士法人永田会計のニュースレター「挑戦～Challenge～」です！中小企業の皆様に役立つ情報を提供できるように頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。こんなこと知りたい！取り上げてほしい！など、ご希望がございましたら職員までお声かけ下さい。第一回テーマは、平成30年以降「配偶者控除」、「配偶者特別控除」の控除額と適用条件の見直しについてです。～乞うご期待～



税務カレンダー

11月 霜月

- 10日
源泉税納付期限
- 15日
所得税予定納税額減免申請期限
- 30日
所得税予定納税額納付(第2期)
9月決算法人の確定申告期限
H30年3月決算法人中間申告
消費税・地方消費税中間申告
個人事業税納付(第2期)

平成30年から配偶者控除額が変わります

平成30年以降、配偶者控除の103万円の壁が150万円の壁に引き上げられます。

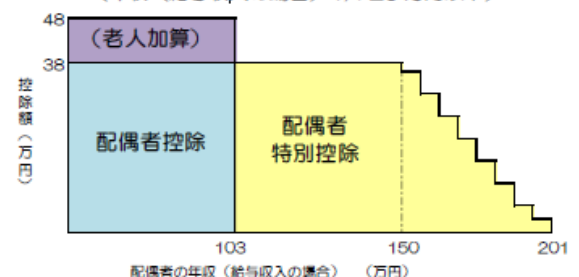
■ 配偶者控除150万円のメリットは？
年収103万円から150万円に上がることにより、企業側の人材確保面では嬉しいメリットと言えるでしょう。

■ 損をしないポイント
配偶者控除が150万円に拡大しても、106万円と130万円を超えると社会保険の加入手続きが必要になってきます。そうなると会社が半分負担することになります。経営者側は、こうしたコスト面に悩まされることになりそうです・・・。

パート社員を雇っている経営者の方は、ぜひ一度確認してみてください。

改正後

〔給与所得者の合計所得金額 900万円以下〕
〔年収(給与収入の場合) 1,120万円以下〕



不明点など
お気軽にお尋ね
ください。



税務相談

皆様のお知り合い等で税務についてお困りの方はいらっしゃいませんか？当法人は、新規のお客様向けに税務相談を受け付けています。あらゆる面からサポートをさせていただきます。あきらめずにご相談ください。



相続税の財産診断

平成27年から基礎控除が引き下げられたことにより、「相続税がかかるのではないか？」と不安になっておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか？そんな方の為に、相続税の財産診断を行っております。お気軽にお尋ねください。



永田未来塾

当セミナーの目的は、
①自社分析
②経営理念・目標作成
③5ヵ年計画立案

経営者の皆様からご好評をいただいております。ご興味を持たれましたらお気軽にお尋ねください。



その他

年末調整のご準備をお願いします

先月末より税務署から「年末調整のお知らせ」の書類が送付され始めました。又、生命保険や地震保険の控除証明書も10月半ばより各保険会社から送付されてきています。保険料控除申告書には必ず控除証明書の添付をお忘れのないようお願い致します。

住宅借入金特別控除の適用を受ける場合は、銀行からの借入金年末残高証明書、税務署から送られてきている各年の申告書を添付してください。また、マイナンバー（個人番号）が必要になりますので、平成29年に入社された方については、マイナンバー収集シートに記入をお願い致します。



ご存知ですか?? ～軽減税率対策補助金～

平成31年10月から消費税率10%への引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。飲食料品の小売や飲食店を営む事業者の方で、軽減税率対応する為のレジの導入や買替・受発注システムの改修等について補助（原則2/3）が受けられます。

申請期間は、平成30年 1月31日となっています。



[編集後記]

「一雨ごとに寒くなる」・・・という言葉がありますが、異常なくらい暑がりの私にとっては1年の中で最も快適に暮らせるベストシーズンに突入！！という感じの今日この頃なのであります。あわせて、食欲も増し、体重も増し増し・・・。

みなさんも食べ過ぎ、飲み過ぎにはくれぐれもご注意ください(笑)

しおり